

# くらしのニュース 12月号

2016年(平成28年) NO.426

発行/苫小牧市市民生活部安全安心生活課 TEL0144-32-6306(直通) 平成28年11月25日発行  
 安全安心生活課消費生活情報ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/shohiseikatsu/seikatsubusshi/>

## レンタルオーナー契約によるトラブルに注意

- 商品を購入して所有者になり、それをレンタルし、レンタル料が支払われるという「レンタルオーナー契約」について、レンタル料が支払われない、購入代金も戻らない、という相談が寄せられています。
- このようなケースでは、購入した商品も消費者に引き渡されず、レンタル業者の事業の実体や購入した商品の存在などを確認するのが難しいことがほとんどです。実体を確認できない場合は契約しないでください。事業者が経営破たんした際のリスクも十分理解しましょう。
- 「元本保証」「高配当」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。

## 話を聞くだけのはずが、美容施術を受け400万円の請求に

- 折り込み広告を見て美容医療クリニックに行ったら、その場で契約を迫られて施術も実施され、数百万円の請求を受けたという深刻なトラブルが報告されています。
  - 「簡単にきれいになれる」とうたう広告をうのみにしてはいけません。広告の情報だけに頼らず、料金やリスク等の情報収集をしましょう。
  - 想定した金額より高額な料金を提示された場合には、契約しないことを伝えましょう。特に、その場で施術を希望しない場合はきっぱりと断りましょう。
  - 美容医療クリニックに行くときには、注意点をまとめた「消費者のための美容医療チェックリスト」(国民生活センター作成)を利用すれば確認漏れを防ぐことができます。
- ★ 少しでも疑問や不安を感じたら、消費者センター (TEL 33-6510) にご相談ください。

《消費者被害防止ネットワーク情報》 参考：国民生活センターHP 見守り情報

## 『不用品ダイヤル交換市』に登録を

家庭で使用しない物や必要な物を『不用品ダイヤル交換市』に登録しませんか。

- ◆ 登録できる物 一般生活用品  
 (※ 金券、商品券、動物、植物、飲食物、自動車、バイク、携帯電話、著作権を伴う商品、販売法に違反する商品、営業を目的とする物などは対象外です。)
- ◆ 登録は、24時間留守番電話 (TEL 34-5060) で受付します。  
 (平日の10時~12時は担当者が受付します。)
- ◆ 仲介は担当者から希望者に電話して行います。  
 (希望者が複数の場合は月曜日に抽選)
- ◆ 譲り受ける場合は、仲介成立時に取りにいける方 (※ 専業の方は除く)
- ◆ 登録品は毎週金曜日の北海道新聞朝刊と土曜日の苫小牧民報に掲載しています。



## 消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

平成28年10月 125件 (前月 113件 / 前年同月 146件)

| 相談分類25項目中<br>上位3分類 | 相談件数 |     |      |      | 当月の主な内容                                      |
|--------------------|------|-----|------|------|----------------------------------------------|
|                    | 当月   | 累計  | 前年同月 | 前年累計 |                                              |
| 運輸・通信サービス          | 33   | 209 | 31   | 202  | アダルト情報サイト10<br>デジタルコンテンツ8 光回線3 ほか12件         |
| 金融・保険サービス          | 16   | 116 | 7    | 113  | フリーローン・サラ金8 デビットカード1<br>交通事故損害保険1 共済保険1 ほか5件 |
| 教養 娯楽品             | 8    | 53  | 15   | 81   | 楽器1 スマートフォン1 固定電話1<br>新聞1 民芸品1 雑誌購入案内1 ほか2件  |